

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 38 年 5 月までの期間及び 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月から 38 年 5 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 8 月に役場で今ならまとめて納付できることを聞き、36 年 4 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料をまとめて納付した。領収書もあり未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 8 月に役場において今ならまとめて国民年金保険料を納付できると聞いたことを契機に、まとめて納付したと主張しているところ、社会保険庁保管の特殊台帳によると、昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月までの期間の保険料を 50 年 9 月 9 日に過年度納付しており、36 年 4 月から 37 年 5 月までの期間、39 年 2 月から 40 年 3 月までの期間及び 41 年 4 月から 48 年 6 月までの期間の保険料を 50 年 12 月 2 日に特例納付していることが確認できる。

また、申立人が所持している、納付期間が「自 昭和 36 年 4 月分 至 38 年 5 月分」「自 昭和 39 年 2 月分 至 41 年 3 月分」と記載されている領収証書の金額は、2 枚とも 1 年 2 か月分を特例納付した場合の金額に相当し、納付期間に対する領収金額が 2 枚とも 12 か月分不足しているが、当該領収証書は、申立人からの特例納付の申出に基づいて行政側が作成したものと認められ、当時、申立人が申立期間を含むすべての未納保険料を納付する意思を有していたことは、当該領収証書に納付期間として昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月までの期間及び 39 年 2 月から 41 年 3 月までの期間が記載されていることから明らかであることから、当該領収証書に係る納付により、申立期間

である 37 年 6 月から 38 年 5 月までの期間及び 40 年 4 月から 41 年 3 月までの分を含めて納付済みとなったものとみるのが相当である。

さらに、特例納付は、制度上、先に経過した月の分から順次行うものとされているが、申立期間の保険料が未納とされ、申立期間後である昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月までの期間及び 41 年 4 月から 44 年 6 月までの期間の保険料が特例納付により納付済みとなっていることから、行政側に事務処理の誤りがあったものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から44年3月まで
申立期間の保険料は父が納めていた。納め忘れるようなことは無いはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の父が納付していたと主張しているところ、申立人の父及び母の保険料は、申立期間を含め、全期間納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年7月に払い出されており、払出時点では申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人の53年7月から54年3月までの保険料は55年9月に過年度納付され、54年4月から56年3月までの保険料は同年3月に追納されていることから、申立人の父は国民年金制度への理解が深く、保険料の納付意識も高かったものと認められる。

さらに、申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年9月まで

申立期間当時、A事業所で臨時職員として働いていたが、本採用になるかどうか分からなかった不安もあり、母親が国民年金の加入手続をしてくれた。保険料の納付については、母が役場に毎月現金を持って行って納めていたと聞いている。その後、A事業所に本採用された際、年金手帳とはがきを横にしたような紙を持って役場に行き、国民年金をやめるための手続を行った。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B事業所を退社し、A事業所（現在は、C事業所）で臨時職員として勤務していたころに、申立人の母が、申立人に係る国民年金への加入手続をしてくれたとしているところ、社会保険庁のオンライン記録及びD社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は、B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和36年3月に喪失しており、同月に申立人の手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、同社を退職後に、申立人の母が国民年金への加入手続をしてくれたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、A事業所に本採用となった際、国民年金をやめる手続をするために役場に行ったとしているところ、E町保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和36年10月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることから、A事業所に本採用となった際、資格喪失手続をするために役場に行ったとする申立人の主張には信憑^{びよう}性があり、申立人の年金制度に対する理解は深かったものと考えられる。

さらに、申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人の母及び申立人が、申立人に係る国民年金への加入手続及び資格喪失手続のみを行い、保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成3年5月まで

私は、昭和63年3月の入社時から平成3年6月に会社が厚生年金保険に加入するまで国民年金に加入していた。未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年3月に入社した会社が国民年金の加入手続をしたとしているが、申立人が勤務していた事業所によると、国民年金への加入手続は個人で行うものなので事業所では国民年金の加入手続は行っていないとしている。

また、A社会保険事務所からの国民年金被保険者記録照会・回答票によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年4月8日に払い出されており、その時点で、申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和62年1月から平成13年3月までの期間、B区以外に住民票の異動が無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
私は、毎年来訪する集金人の A さんに国民年金保険料を払っていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、町内会婦人部の集金人の A 氏に毎月納付したとしているが、何年ごろから納付し始めたかは不明だとしており、A 氏の後任の集金人は、A 氏が集金を担当する前に、制度発足から何年間かは A 氏とは別の担当者が集金していたとしていることから、制度発足時の昭和 36 年 4 月から A 氏に納付したとする申立人の主張には不自然な点が見られる。

また、申立人は、昭和 36 年 3 月に国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、B 市以外に住所を移動していないことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年3月までの期間、55年8月から同年11月までの期間及び56年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年1月から41年3月まで
② 昭和55年8月から同年11月まで
③ 昭和56年6月から同年8月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料については、結婚後にまとめて市役所で4万円から5万円ぐらい納めた。申立期間②及び③の保険料については、勤務していた会社を退職した後市役所で納付したので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料は、申立人の長男が生まれた翌年の昭和44年春ごろにまとめて納付したとしているが、その時点では申立期間の保険料は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間①を含む昭和40年1月から42年10月までの国民年金保険料を一括で納付したとも述べているが、A市保管の国民年金被保険者台帳によると、昭和41年度から49年度までの保険料は現年度納付されていることが確認できることから、申立人の供述には不合理な点がみられる。

さらに、申立期間②及び③については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、申立期間に係る申立人の国民年金への加入は任意加入となり、制度上、任意加入者は加入手続を行った日から国民年金の被保険者資格を取得することになる。A市保管の国民年金被保険者台帳によると、昭和49年2月1日に国民年金被保険者の資格を喪失し、56年9月12日に被保険者資格を取得した記載があり、任意加入者はさかのぼって被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、

申立人に対し納付書が発行されることは無かったものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間③について昭和 56 年 9 月に国民年金の加入届を出したとしているところ、A 市保管の国民年金被保険者台帳には、56 年 9 月 12 日資格取得との記載があり、申立人が加入届を出したとする年月と一致する。

その上、申立人は、住所を他市町村に移動したことは無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 10 月まで
役場の職員が家に来て、免除期間の国民年金保険料を納めるように言われ、私が役場に全額納めたはずである。免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除期間の国民年金保険料を全額追納したとしているが、追納した保険料の金額は不明であるとしている。

また、申立人は、免除期間の国民年金保険料を一括して追納したのは 1 回だけであるとしており、A 社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳によると、昭和 46 年 11 月 26 日に申立期間直後の 36 年 11 月から 40 年 3 月までの期間の保険料を追納したことが確認できるが、その時点で、申立期間の保険料は時効により追納することができず、結果的に申立期間は免除期間のまま残ったものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 10 月まで
役場の職員が家に来て、免除期間の国民年金保険料を納めるように言われ、妻が役場に全額納めたはずである。免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が免除期間の国民年金保険料を追納したとしており、申立人の妻は、免除期間の国民年金保険料を全額追納したとしているが、追納した保険料の金額は不明であるとしている。

また、申立人の妻は、免除期間の保険料を一括して追納したのは 1 回だけであるとしており、A 社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳によると、昭和 46 年 11 月 26 日に申立期間直後の 36 年 11 月から 40 年 3 月までの期間の申立人に係る保険料を追納したことが確認できるが、その時点で、申立期間の保険料は時効により追納することができず、結果的に申立期間は免除期間のまま残ったものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月及び同年3月

会社退職後、区役所へ出向き、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その際、窓口において1か月分の国民年金保険料を納付し、その後は金融機関等の窓口で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の状況から、平成7年8月以降にA社会保険事務所で払い出されたものと確認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、平成5年2月、区役所において国民年金への加入手続を行ったとしているが、その後の同年4月からB事業所に勤務したことに伴う国民年金被保険者資格の喪失手続については、B事業所の担当者に年金手帳を渡して手続を依頼したとして、自身が区役所に出向いて手続したことは無いとしており、社会保険庁のオンライン記録においても、同年4月の被保険者資格の喪失は、8年1月に追加処理されていることが確認できることから、5年4月には資格喪失手続は行われなかったものと推認できる。

仮に、申立人が、平成5年2月に加入手続を行い、その後の同年4月に国民年金被保険者資格喪失手続を行っていないとすると、同年4月以降も引き続き申立人に対して、国民年金保険料の納付書が送付されることとなるが、申立人は、B事業所に勤務している期間中に保険料の納付書が送付されてきたことは無く、これまで保険料の還付を受けたことも無いとしており、同年2月に加入手続をし、保険料を納付したとする主張には不合理な点がみられる。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じC区に居住しており、学生時代に国民年金へ加入したことも無いとしていることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から60年12月まで
厚生年金保険の任意加入期間の後、納税組合の集金により国民年金及び国民健康保険の保険料を納付していた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付については申立人の妻に任せていたとしており、申立人の妻も、申立期間当時の国民年金保険料については、納税組合の集金により国民健康保険料等他の租税と一緒に納付していたため、はっきりとした記憶は無いとしている。

また、申立人の妻は、昭和58年2月に申立人に係る国民健康保険への加入手続を行ったので、同時に国民年金へも加入しているはずとしているが、A町に照会した結果、同年2月当時、申立人の妻及び申立人の子については、国民健康保険への加入手続が行われているものの、申立人については、加入手続は行われていないことが確認できる。

さらに、申立人が、昭和36年4月に初めて国民年金に加入して以降厚生年金保険の受給資格を取得した後、国民年金へ再加入した時期は、A町保管の国民年金被保険者名簿の記載から、61年1月と確認できるが、申立人は、当時は国民年金の任意加入対象者であり、制度上、任意加入者は加入手続を行った日から国民年金の被保険者資格を取得することとなり、さかのぼって加入することはできないことから、申立期間は未加入期間で、申立人に対して納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人の住民票によれば、申立人は、昭和36年8月以降はA町以

外の他市町村へ住民登録したことは無く、厚生年金保険の任意加入期間が終了した57年8月から60年12月までの間に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。